

11. 医 療

①自立支援医療（育成医療）の給付

○利用できる人

身体に障害があるか、またはその障害を残すと認められる18歳未満の児童

○内容

- (1) 身体障害児の日常生活能力の回復向上を図るため、手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、その障害を除去または軽減に必要な医療の給付を行います。
- (2) 給付の対象となる障害区分と主な医療

視覚障害	白内障、先天性緑内障、斜視→手術等
聴覚平衡機能障害	先天性耳奇形→形成術、 高度難聴→人工内耳埋込術
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂等→形成術、 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であつて、鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者→歯科矯正
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
内部障害	
心臓	先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術 心臓移植後の抗免疫療法
腎臓	腎機能障害→人工透析療法、 腎移植術(抗免疫療法含む)
小腸	小腸機能障害→中心静脈栄養法
肝臓	肝移植、肝移植術後の抗免疫療法
免疫	HIVによる免疫機能障害→抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療
その他の先天性内臓障害	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)等→尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

- (3) 医療の給付は、自立支援医療機関で行います。

○手続

自立支援医療支給認定申請書、指定自立支援医療機関の担当医師が作成した医療意見書(指定様式)、市町村民税の課税状況等が確認できる資料、被保険者証を添えて申請してください。(市町村民税の課税状況や医療保険の加入状況によって他の書類が必要な場合があります。)

○窓口

新潟市・・・・新潟市こども家庭課
新潟市以外・・・・市町村役場の保健・福祉担当課

②自立支援医療（更生医療）の給付

○利用できる人

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人
(18歳未満の児童は、育成医療が給付されます。)

○内容

- (1) 身体障害のある方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、その障害の状態の軽減のために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

(2) 対象となる障害と標準的な治療の例

視覚障害	水晶体摘出手術、網膜剥離手術、虹彩切除術、角膜移植術
聴覚障害	穿孔閉鎖術、形成術
音声・言語・そしゃく機能障害	形成術、歯科矯正
肢体不自由	形成術、人工関節置換術
心臓機能障害	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込術
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他 HIV 感染症に関する治療
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む。）

(3) 指定自立支援医療機関で受診します。

(4) 自己負担が1割に軽減されますが、世帯の所得状況に応じてひと月当たりの上限額が設定されます。

○手続き

申請書に指定自立支援医療機関の担当医師が作成した医師意見書(指定様式)、保険証等を添えて申請してください。(市町村民税の課税証明書の提出を求められる場合があります。また、市町村民税の課税状況や医療保険の加入状況によって他の書類が必要な場合があります。)

○窓口

市町村の障害福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

③自立支援医療（精神通院医療）の給付

○利用できる人

精神障害の治療のため、医療機関に通院している人

○手続

自立支援医療費支給認定申請書、指定自立支援医療機関の担当医師が作成した診断書(指定様式)、市町村民税の課税証明書、被保険者証等を添えて申請してください。(市町村民税の課税状況や医療保険の加入状況によって他の書類が必要な場合があります。)

○窓口

市町村の精神保健福祉担当課（所在地等は【資料編】2及び4を参照）

④小児慢性特定疾病医療費の助成

○利用できる人

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする18歳未満の児童(18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。)

○対象疾患群

悪性新生物	血液疾患
慢性腎疾患	免疫疾患
慢性呼吸器疾患	神経・筋疾患
慢性心疾患	慢性消化器疾患
内分泌疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
膠原病	皮膚疾患
糖尿病	骨系統疾患
先天性代謝異常	脈管系疾患

(注) それぞれの疾病ごとに該当となる状態の基準がありますので、県地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市にお住まいの方は新潟市こども家庭課）にお問い合わせください。

○一部負担金

保険給付の対象となった医療費の自己負担分を公費で負担するものですが、世帯（医療保険上の世帯）の所得や治療状況に応じて決められる「自己負担限度額」までは自己負担となります。

○窓口

新潟市・・・新潟市こども家庭課

新潟市以外・・・県地域振興局健康福祉（環境）部

⑤特定医療費の支給（難病患者に対する医療費助成）

○利用できる人および内容

(1)原因が不明で治療方法が確立していない指定難病にり患し、一定の基準を満たしているとして認定された場合、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を支給します。

注 保険給付の対象となった指定難病にかかる医療費の自己負担分を、受給者に代わって、県が医療機関に支払うものです。

(2)支給の対象となる指定難病

令和7年4月1日現在、指定難病として348疾病が指定されています。病名については新潟県ホームページをご参照ください。（「指定難病」で検索してください）

注 これまで特定疾患治療研究事業として医療費が助成されていた疾患のうち、次の疾患については、引き続き特定疾患治療研究事業により助成されます。

- ・スモン ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ） ・重症急性膵炎（更新のみ）
- ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

○手続

申請書、臨床調査個人票、住民票、課税証明書等の書類が必要となります。詳細は次の窓口にお問い合わせください。

○窓口

新潟市・・・新潟市保健所

新潟市以外・・・県地域振興局健康福祉（環境）部

（所在地等は【資料編】3及び4を参照）

⑥重度心身障害者医療費の助成

○利用できる人

- ①療育手帳（A）の交付を受けている人
 - ②身体障害者手帳（1級・2級・3級）の交付を受けている人
 - ③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
 - ④①～③と同程度の障害を有し、知事の承認を受け、市町村長が認定した人
- ただし、所得制限により助成を受けられない場合があります。

○内容

重度心身障害者にかかる医療費、入院時食事（生活）療養費標準負担額及び訪問看護療養費の自己負担額の一部を助成します。

なお、育成医療や更生医療など、他の制度による公費助成が受けられる場合は、当該制度を優先して受けなければなりません。

(1) 医療費の助成

保険給付の対象となった医療費の自己負担額（他の制度の公費助成が受けられる場合は、当該制度による自己負担額）から次の一部負担金を控除した額を助成します。

【一部負担金】

医療機関ごとに

外来 530 円／日（月 4 回まで負担）

（院外処方による調剤薬局での一部負担金は、不要）

入院 1,200 円／日

(2) 入院時食事療養費の助成

低所得者（「標準負担額減額認定証」所持者に限ります。）の場合、次の額を全額助成します。

240 円／1 食 低所得Ⅱ（90 日以内の入院の場合）

190 円／1 食 低所得Ⅱ（90 日超の入院の場合）

110 円／1 食 低所得Ⅰ

(3) 入院時生活療養費の助成

低所得者（「標準負担額減額認定証」所持者に限ります。）の場合、次の額（食費相当分）を助成します。

（入院医療の必要性の高い者）

240 円／1 食 低所得Ⅱ（90 日以内の入院の場合）

190 円／1 食 低所得Ⅱ（90 日超の入院の場合）

110 円／1 食 低所得Ⅰ・境界層該当者

（入院医療の必要性の高い者以外の者）

180 円／1 食 低所得Ⅱ

100 円／1 食 低所得Ⅰ（老福以外）

110 円／1 食 低所得Ⅰ（老福）・境界層該当者

(4) 訪問看護療養費の助成

訪問看護療養費の基本利用料について、一部負担金（250 円／日）を控除した額を助成します。

○手続き

市町村から受給者証の交付を受けた上で利用します。

受給者証の交付については、身体障害者手帳又は療育手帳、保険証、所得証明等を添えて申請してください（詳しくは、市町村の窓口で確認してください）。

○窓口

市町村障害福祉担当課（所在地等は【資料編】1 及び 4 を参照）

⑦ひとり親家庭等医療費助成事業

○利用できる人

① 父又は母が一定の障害をもつ家庭にある18歳までの児童^{（注）}（障害のある児童は20歳未満）及びその父又は母

② 母子・父子家庭の母又は父及びその家庭にある18歳までの児童^{（注）}（障害のある児童は20歳未満）

③ 父母が死亡し、又は①、②に該当する18歳までの児童^{（注）}（障害のある児童は20歳未満）で父母に監護されない児童及びその児童を養育する人

（注）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。

なお、①～③に該当する方でも、一定額（児童扶養手当の一部支給制限限度額）以上の所得がある場合は、対象になりません。

○制度の内容

医療費の助成内容は、重度心身障害者医療費の助成内容に準じています。

○手続

戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、児童扶養手当証書などに保険証を添えて申請してください。（省略できる場合がありますので、窓口で確認してください。）

○窓口

市福祉事務所、町村役場の福祉担当課（所在地等は【資料編】1 及び 4 を参照）

⑧ 障害児・者歯科診療

○新潟県歯科医師会認定障害者診療医

新潟県及び新潟県歯科医師会では、身近な地域で障害者歯科診療を担う「新潟県歯科医師会認定障害者診療医」を養成しています。新潟県歯科医師会ホームページより新潟県歯科医師会認定障害者診療医の情報をご覧になることができます。

新潟県歯科医師会ホームページ
URL <https://www.ha-niigata.jp/>



新潟県歯科医師会認定障害者診療医一覧

(令和7年4月1日現在)

医療機関	歯科医師	住所	電話番号
肴町医科歯科医院	碓井 由紀子	村上市田端町 16-7	0254-53-2781
あさひ歯科医院	小田 正美	村上市岩沢 5564-1	0254-72-1313
藤原歯科診療所	藤原 喜栄門	村上市岩船駅前 30-8	0254-56-6393
稲富歯科医院	稲富 道知	新発田市城北町 3-8-2	0254-26-8008
木戸歯科医院	木戸 寿明	新発田市舟入町 2-5-4	0254-23-8020
貴船歯科クリニック	貴船 彩子	新発田市大手町 5-2-12	0254-26-5366
佐藤歯科医院	佐藤 隆	新発田市大手町 2-5-2	0254-22-2134
西方歯科医院	西方 純一	新発田市大手町 2-9-10	0254-22-2755
(医)有松歯科医院	有松 美紀子	胎内市大川町 14-49	0254-43-5385
新栄町歯科医院	佐久間 利喜	胎内市新栄町 2-54	0254-43-6480
荒井歯科医院	荒井 節男	新潟市中央区上近江 4-2-20 日生第2ビル 1F	025-285-8839
岡田歯科医院	岡田 匠	新潟市中央区古町通 1-523	025-222-3834
沼垂すずらん歯科	岡本 桂子	新潟市中央区沼垂東 1-7-12	025-244-6510
りんご歯科医院	澤口 正俊	新潟市中央区東大通 2-2-18 タチバナビル 1F 1号室	025-255-6480
かみやま親子歯科	島田 路征	新潟市中央区女池上山 2-6-13	025-285-0850
RS 歯科クリニック	塚野 英樹	新潟市中央区西湊町通 3-3306-3	025-210-1004
新潟中央病院歯科口腔外科	鶴巻 浩	新潟市中央区新光町 1-18	025-285-8811
ハート歯科クリニック	豊里 晃	新潟市中央区関屋金鉢山町 76 マンションロビン 104	025-378-0700
まつい歯科こども歯科クリニック	松井 大介	新潟市中央区山二ツ 4-4-7	025-287-8241
新潟南病院	樋浦 真由	新潟市中央区鳥屋野 2007-6	025-284-2511
本間歯科医院	植木 春菜	新潟市北区朝日町 2-1-2	025-386-1414
この歯科医院	河野 雅之	新潟市北区木崎 2761-36	025-282-7959
かのまた歯科	鹿又 真一	新潟市東区中山 8-1-10	025-288-5569
桑原歯科医院	桑原 秀也	新潟市東区下木戸 2-14-10	025-270-5200
瀧歯科医院	瀧 豊	新潟市西区善久 97	025-379-0005
たて歯科医院	楯 泰昌	新潟市西区金巻 785-1	025-379-0488
にいがたこども歯科	鈴木 絢子	新潟市西区小新南2丁目9番 13号	025-201-8588
新潟医療センター	道見 登	新潟市西区小針 3-27-11	025-232-0111
木暮歯科医院	木暮 一雄	新潟市南区白根 3094	025-372-2555

医療機関	歯科医師	住所	電話番号
ダイセー歯科クリニック	鈴木 優美子	新潟市南区上下諏訪木 126-1	025-373-3883
丸山歯科医院	丸山 利彦	新潟市江南区船戸山 4-9-21	025-381-2309
さとう歯科医院	佐藤 圭一	新潟市西蒲区鱸 103-3	0256-88-6565
ひらさわ歯科医院	平澤 貴典	新潟市西蒲区和納 1443-1	0256-82-1100
岡村歯科医院	岡村 雅弘	東蒲原郡阿賀町津川 3357-1	0254-92-5225
おかべ歯科医院	岡部 清幸	三条市月岡 1-26-54	0256-31-1711
近藤歯科医院	近藤 鉄也	三条市島田 2-7-18	0256-34-3722
しただ歯科	笹川 弘康	三条市荻堀 1275-2	0256-41-2210
永井こども歯科医院	永井 正志	加茂市新栄町 2-2	0256-52-1182
永井こども歯科医院	永井 悠太	加茂市新栄町 2-2	0256-52-1182
上条渡辺歯科医院	渡辺 敏彦	加茂市上条 4-36	0256-52-0151
デンタルクリニック ツチヤ	土屋 信人	燕市吉田 3751	0256-93-1182
五十嵐歯科医院	五十嵐 友樹	燕市東太田 2971-1	0256-64-2174
中島歯科医院	中島 郁夫	見附市元町 2-1-18	0258-62-6635
速水歯科医院	速水 孝和	見附市昭和町 2-9-7	0258-63-5118
速水歯科医院	速水 成子	見附市昭和町 2-9-7	0258-63-5118
平和歯科医院	陳 瑞彬	小千谷市大字桜町 4989-2	0258-81-1050
藤本歯科医院	藤本 誠	魚沼市古新田 179	025-792-7695
市立ゆきぐに大和病院 歯科・口腔外科	佐藤 直幸	南魚沼市浦佐 4115	025-777-2111
二瓶歯科医院	二瓶 広之	十日町市四日町 1462	025-752-4888
中林歯科医院	中林 靖	十日町市七軒町 259-7	025-757-2335
犬井歯科クリニック	犬井 正	柏崎市岩上 10-30	0257-21-7650
くびき歯科医院	五十嵐 文雄	上越市頸城区百間町 725	025-530-2700
いわふね歯科クリニック	岩船 素子	上越市中田原 160-42	025-525-2340
大山歯科医院	大山 賢司	上越市大潟区犀潟 835	025-512-4141
神岡歯科医院	神岡 緑	上越市西城町 3-1-14	025-525-1817
JA 新潟厚生連上越総合病院	桑原 徹	上越市大道福田 616	025-524-3000
須藤歯科医院	須藤 亜希雄	上越市西本町 4-6-15	025-544-6281
安江たなか歯科医院	田中 紀裕	上越市安江 2-561-6	025-544-4618
新潟労災病院歯科口腔外科	松井 宏	上越市東雲町 1-7-12	025-543-3123
けいなん総合病院歯科口腔外科	藤田 一	妙高市田町 2-4-7	0255-72-3161
かるがも歯科・矯正歯科	新部 洋史	上越市木田新田 2-148	025-525-6400
たいき歯科医院	山岸 公尚	上越市藤野新田 1183	025-521-5525
わたなべ歯科	渡邊 充	上越市土橋 2384	025-520-8819
高鳥歯科医院	高鳥 健一	糸魚川市大字能生 7006	025-566-2040
森歯科医院	森 道弘	糸魚川市大字田海 5333	025-562-2154
永野歯科・矯正歯科医院	永野 正司	糸魚川市本町 10-1	025-552-1259
渡辺歯科医院	渡辺 正	糸魚川市大字須沢 3459	025-562-5525
まもる歯科	渡部 守	佐渡市相川羽田町 58	0259-74-2134

○その他

- ・新潟市口腔保健福祉センター
〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11 新潟市総合保健医療センター 4 F
電話：025-212-8020
- ・上越障がい者歯科診療センター
〒943-0804 上越市新光町1丁目8-11 上越保健センター 1階
電話：025-523-5775

⑨精神科救急医療体制

○精神医療相談窓口（緊急相談専用）

緊急に精神科医療・相談を必要とする方や、その家族等のために、精神医療相談窓口（電話相談）を開設し、必要に応じて、緊急医療の必要性の判断や、精神科救急当番病院など医療機関の案内、適切な助言をいたします。

①電話番号 0258-24-1510

②開設時間 夜間：平日・休日を問わず午後5時～翌午前8時30分
休日：土曜・日曜、祝日の午前8時30分～午後5時

③利用について

- ・すでに精神科・心療内科の治療を受けている方は、まずはかかりつけ病院に相談してください。
- ・お酒に酔っている状態の時は、相談に応じることはできません。
- ・症状によっては、通常の診療時間内での受診をお勧めする場合があります。
- ・医療機関の紹介をお約束する窓口ではありませんので、受診等の要望にお応えできない場合もあります。

○精神科救急当番病院

①利用できる人

精神医療相談窓口での相談により、精神疾患の急激な発症や精神状態の悪化等により、速やかな精神科治療を必要とする方と判断された方。

②利用日及び時間

休日昼間：土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの午前9時から午後5時まで

夜間：午後5時から翌日午前9時まで

③利用について

- ・かかりつけ病院のある方は、まずかかりつけ病院受診が優先されます。
- ・かかりつけ病院でどうしても対処できない場合や、かかりつけ病院がない場合に利用できます。なお、かかりつけ病院で対応できない場合は、かかりつけ病院から精神科救急当番病院に紹介状又は電話で連絡してもらう必要がある場合があります。

④当番病院

・休日昼間

県内を県北、新潟・佐渡、県央、魚沼、上越の5ブロックに分け、各ブロック内の当番病院が対応します。

・夜間

県内を「県北、新潟・佐渡」の北圏域、「県央、魚沼、上越」の南圏域の2ブロックに分け、各圏域の当番病院が対応します。